

ダイバーシティズン運営規約

第1条（会の目的）

本会は、シティズンシップ教育における政治・民主主義教育を主たる活動とし、教育手法の開発と実践、及び、関連セクターと協働した啓蒙活動を行うことを目的とする。

第2条（名称）

本会の名称を以下のとおりとする。

日本語表記：ダイバーシティズン

英語表記：divercitizen

第3条（設立日）

本会の設立日を以下のとおりとする。

2014年8月15日

第4条（事務局所在地）

本会の事務局を以下に置く。なお、事務局を本会の住所地とする

〒573-0164 大阪府枚方市長尾谷町 2-3-1-309

第5条（会員）

この会は、第1条に係わる個人をもって会員とする。

第6条（役員）

この会に以下の役員を置く。

代表：竹之下惟基

第7条（代表）

代表は会を代表し、円滑な運営に努める。

第8条（運営）

本会は、第1条の目的を達成するために、必要な活動を行う。

第9条（規約改正）

本会の運営に規約改正が必要な場合は、会員の話し合いにより定める。

附則

1. 会の役員は次の会員とする。

代表：〒573-0164 大阪府枚方市長尾谷町 2-3-1-309 竹之下惟基

2. この規約は、ダイバーシティズン設立日である2014年8月15日より施行する。